

## 『技能講習、実技教習を受講される皆さんへ』

技能講習及び実技教習申込み時に、本人確認書類が必要です。

平成 28 年 4 月以降に実施する技能講習、実技教習を受講される方は、申込み時に本人確認書類をご提出ください。

受講者の本籍地(都道府県名のみ、外国籍の方は国名のみ)・住所・氏名・生年月日が記載された次のような公的書類を提示または提出してください。

- ① 「住民票」または「住民票記載事項の証明書」(いずれも本籍地(県名のみ)記載のあるもの。)の原本または写し
- ② 「パスポート」の原本または写し
- ③ 労働安全衛生法に基づいて国の発行した「免許証」の原本または写し
- ④ 「外国人登録証明書」または「特別永住者証明書」または「在留カード」の原本または写し
- ⑤ その他本籍地(県名のみ)が記載されている公的書類の原本または写し。

上記の書類にある本籍地県名が、実際と同じであることを確認してください。  
(本籍地県名の記載のないもの、変更されているものがありますので、ご注意ください。)

労働局のご指導により、本人確認手続きの厳正化が求められておりますので  
ご協力をよろしくお願いいたします。

平成 27 年 12 月

一般社団法人 日本クレーン協会東海支部